

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の事後報告同意基準

建築基準法施行規則 第10条の3第4項		許可対象	手続き	技術的基準項目	許可基準	備考
2号	その敷地が農道 その他これに類 する公共の用に 供する 道（幅員4m以 上のものに限 る）に 2m以上接する こと	○土地改良事業、農道整備事業等 による農道、住環境整備事業によ る道路、河川または湖岸の管理用 道路など（幅員4m以上）	公的機関が管理す る道で、維持管 理・通行等につい て、施設管理者の 許可・承諾を得て いるもの（許可、 承諾書、もしくは 協議経過書を添付 すること）	道との接続条件	○ 接続長さは原則2m以上	・広域農道の場合 滋賀県建築主事 会議決定事項 ①に該当（資料 3） ・堤防道路の場合 滋賀県建築主事 会議決定事項 ⑤に該当（資料 3）
				建物用途	○ 1戸建ての住宅 ○ 農林漁業用施設 ○ 既存建築物の建替え及び増築 （用途変更を伴わない） ○ 公共施設の管理に必要な建築 物（防災倉庫、ポンプ場、汚水 処理場等）	
3号	その敷地が、そ の建築物の用 途、規模、位置 及び構造に応 じ、避難及び通 行の安全等の目 的を達するため に十分な幅員を 有する通路であ って、道路に通 ずるものに有効 に接すること	○敷地または敷地に連絡する土地 の区域内にある避難及び通行の用 に供する通路	1. 幅員4m以上 で関係権利者の同 意が得られたもの	通路との接続条件	○ 接続長さは原則2m以上 ○ 建築工事完了までに通路の敷 地前面部を道路状に整備すること	・農作業場の場合 滋賀県建築主事 会議決定事項 ②に該当（資料 3）
				建物用途	○農林漁業用施設 ○ 1戸建ての住宅・併用住宅(住 宅が1/2以上)の建替え及び増築 ○ 開発行為によって公園に設置 されるあずまや	
			2. 幅員4m未満 1.8m以上で関係 権利者の同意が得 られたもの * 協定書の締結等 を行う	通路との接続条件	○ 接続長さは原則2m以上 ○ 通路等の中心線から2m後退 できていること（木戸道の場合 は除く） ○ 建築工事完了までに通路の敷 地前面部を道路状に整備すること （木戸道の場合は除く）	・滋賀県建築主事 会議決定事項③ に該当（資料3） ・木戸道の場合 滋賀県建築主事 会議決定事項 ④に該当（資料 3）
				建物用途	○ 農林漁業用施設 ○ 1戸建ての住宅・併用住宅(住 宅が1/2以上)の建替え及び増築	

* 事前相談を要する。

- *容積制限、道路斜線制限および県条例の接道規定は、当該農道、通路を道路とみなして適用する。
- *農林漁業施設とは、都市計画法施行令第20条第1号から第5号までに掲げる建築物とする。
- *許可申請書とは別に建築審査会の事後報告用に関係資料を1部提出すること。
- *関係資料：位置図、配置図、関係権利者の同意書、平面図、立面図、断面図等をいう。
- *「開発行為によって公園に設置されるあずまや」とは、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為によって公園に設置される床面積の合計が10㎡以下のあずまやとする。
- *道路状に整備とは、原則として通路の中心線から2mの後退を行った部分に、側溝の設置または移設を行い、草津市道路位置指定要綱に準じてアスファルト舗装を行うことをいう。既に拡幅済みで後退の必要の無い場合も敷地前面の道路整状備を行うものとする。新設した側溝の接続先がなく排水ができない等合理的な理由がある場合は、側溝の設置に替えて、敷地側に縁石ブロックを設置することができる。周囲が舗装されていない場合は、アスファルト舗装に替えて砂利敷きその他の安全でぬかるみとならない構造とすることができる。
- *木戸道とは、1の敷地のみに通ずる境界が確定した幅員2m以上の里道とする。
- *2号基準において、建築基準法施行規則第10条の3第3項に該当するものを除く。

平成11年5月19日制定・施行

平成19年9月18日改正・施行

平成26年3月5日改正・平成26年4月1日施行

平成31年3月12日改正・施行